

市営原町田一丁目駐車場における泡消火設備発泡事件について

2023年12月3日に発生した市営原町田一丁目駐車場（原町田一丁目6番21号）における泡消火設備発泡事件について、概要をご報告いたします。

1 事件の概要について

(1) 発生日時

2023年12月3日（日） 午前1時40分

(2) 概要

不審者が建物2階に設置された消火設備を故意に手動で起動したため、有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）※を含む泡消火剤が発泡されました。このことに伴い、指定管理者が駐車場内に飛散した泡消火剤を洗浄したところ、駐車場の雨水管を通り、付近を流れる境川に泡消火剤が漏出しました。不審者は、事件後逃走したため、町田警察署へ被害届を提出し、現在も捜査中です。

(3) 被害状況

消火設備付近に駐車場利用者や駐車車両はありませんでした。

※PFOS…「ピーフォス」と読むもので、一部の泡消火薬剤に含まれていた化学物質のことです。国内においてPFOSの摂取が主たる要因と見られる健康被害は現時点で報告されていませんが、難分解性であり、環境中に広く分布していることが判明したことから、含有製品の製造・使用等が原則禁止となりました。泡消火設備においては一定の管理基準が求められています。

2 事件の主な経過について

事件発生から水質検査までの主な対応経過は、以下のとおりです。

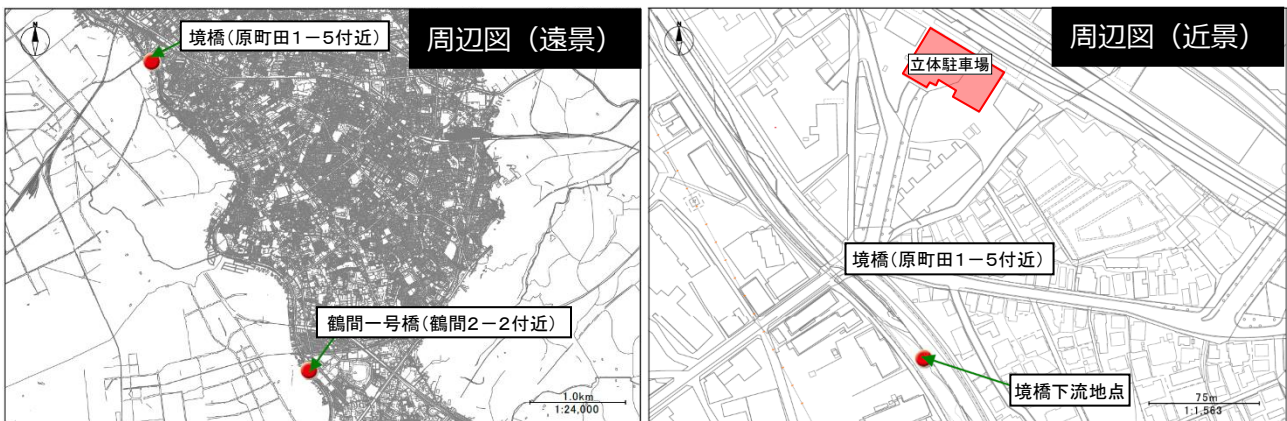
月日	摘要
12月3日(日)	事件発生。警察、消防による現場検証。指定管理者による事件への対応。
12月4日(月)	市（産業政策課、環境共生課等）現場確認。警察への相談等。
12月6日(水)	防犯カメラ映像提出（産業政策課→町田警察署）。
12月7日(木)	河川管理者、関係自治体等へ情報提供後プレスリリース。
12月8日(金)	環境共生課が、水質検査（PFOS含有）のための採水。産業政策課から環境共生課へ事故届（水質汚濁防止法）提出。
12月12日(火)	産業政策課が、町田警察署に被害届提出・受理（器物損壊罪）。
12月15日(金)	環境共生課から産業政策課に対し、応急の措置を講ずるよう指導。
12月18日(月)	12/15の指導に基づき、原町田一丁目駐車場内、雨水桝、雨水配管等高压洗浄。洗浄水回収。
12月19日(火)	水質検査（PFOS含有）結果について、河川管理者、関係自治体等へ情報提供後プレスリリース。

3 境川水質への影響について

2023年12月8日、泡消火剤が漏出した境川において、PFOS及びPFOAの合計濃度を調査した結果、境橋下流で1リットル当たり190ナノグラム、鶴間一号橋で1リットル当たり810ナノグラムでした。

この結果を受けて、環境法令による指導に基づき、駐車場内と雨水管等に残留しているPFOSの洗浄・除去を行いました。

なお、河川におけるPFOS及びPFOAの濃度調査は継続して行い、2024年2月14日の調査において、すべての調査箇所ですべての調査箇所で暫定指針値^{*}の1リットル当たり50ナノグラムを下回っていることを確認しました。



^{*}令和2年5月28日付け環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」において、水環境に係る暫定的な目標値として設定されています。

また、50ナノグラム/リットルという数値は、体重50kgの人が毎日2L生涯飲み続けたとしても健康に影響がない値として設定されています。なお、境川においては、飲用として取水はされておりません。

4 再発防止策について

(1) いたずらに対する対策について

駐車場内に「防犯カメラ作動中」などのサイン設置を増やす、機械警備設備と消防設備を連動させる、消火器を増設する、警察の巡回強化や指定管理者による夜間警備体制の強化など、全体的な防犯面の強化を行いました。

(2) 泡消火剤のPFOS非含有品への交換について

現在、市営原町田一丁目駐車場の消防設備の泡消火剤について、PFOSを含まない泡消火剤を措置するための調整を進めています。

(3) 消防設備に関するマニュアルの見直しについて

今回の事件を踏まえ、指定管理者に対して消防設備等に関するマニュアルの見直しを求め、適切な管理を行うよう指導しました。